

答申素案（たたき台）について

I はじめに

中野区区歌に関する審議会は、平成２５年１１月２６日に中野区長から下記の事項について諮問を受けました。

幅広い区民に親しまれ、世代を超えて長く歌い継がれる中野区歌を制定するに当たり、以下の点に係る意見

- １ 詞や曲のイメージ及び詞に取り入れたいフレーズについて
- ２ 区歌の作成を依頼するに相応しい人物像について
- ３ 幅広い区民に親しまれ、長く歌い継がれるための方策について

審議にあたっては、昭和２５年１０月に制定された既存の中野区歌が現在歌われなくなっていること、また、新しい区歌を作ることとなった背景として、

- 都市化の進んだ中野区において、地域社会に対する人々の係わり方が大きく変化している中で、区への愛着や一体感を醸成するための方法のひとつとして、学校や区の行事、区民が参加するイベント等の際に、みんなで一斉に歌うことのできる区歌の復活を求める意見が寄せられている。
- 中野四季の都市（まち）が整備され、多くの企業や大学が進出し、新たに中野区に通勤・通学することとなった人たちや、都市観光を目的に中野区を訪れる人が増えるなど、中野のまちが大きく変貌している状況の中で、新しい中野の未来への希望を託する象徴的なものが求められている。

といった説明があり、戦後間もなく作られた既存の区歌を復活させて、これらを実現することは困難であるとの結論に至ったとこと、２３区の状況などが事務局から説明されました。

さらに、審議の参考とするため、区民等から新しい区歌に相応しいイメージなどの募集を行うとともに、直接区民等から区歌に相応しいイメージなどを聴く機会も設け、それら

を参考にしたうえで、諮問を受けた3つの諮問事項について平成26年3月24日までの間に4回わたり審議を行いました。

Ⅱ 3つの諮問事項に対する具体的意見

3つの諮問事項に関し審議会では以下のような意見が出されました。

〈「資料-2 今までの審議会が出された意見について」の意見をそのまま掲載しています。意見の掲載の形式を検討する必要があります。〉

1 詞や曲のイメージ及び詞に取り入れたいフレーズについて

(1) 詞や曲のイメージ

- お風呂でも鼻歌で歌われるような歌
- 覚え易くスムーズに歌える歌
- できるだけシンプルな24小節ぐらいの長さの曲で比較的短めな歌詞
- 区歌を聞いて中野で暮らしたくなるようなお洒落な歌
- オーケストラや吹奏楽で演奏してみたくなるようなきれいな曲
- 学校などの行事や儀式で歌うにふさわしい誰もが歌える歌
- 時代に拘らず普遍的でシンプルなきれいな曲
- 皆が自発的に歌いたくなるような歌
- 住みやすいまちという中野のイメージ
- 訪れたくなるまちという中野のイメージ
- ショッピングやカルチャーが感じられる歌

(2) 歌詞に取り入れたいフレーズ

- 英語など国際感覚に富んだインパクトのあるフレーズ
- 子どもたちが歌いやすく、平易だけれども深みがあり広がりを感じられるフレーズ
- 中野区歌と言えはこの歌詞といったような心に残るフレーズ
- 1番に地域のこと、2番に自然、3番に人やまちを表すフレーズを入れて、1～3番

の最後は同じフレーズを並べる。

○美しい言葉のフレーズ

○四季の森公園や大学の進出に伴う学園都市といった、新しい中野のイメージを歌詞に取り入れる。

○区内の主な地名をすべて入れる。(歌が長くなるかもしれないが各地域でわがまちの歌ということで、歌い継がれるのではないか。)

○歌詞の特定の部分をそれぞれの地域の名前や学校名などいろいろに変えられるようにする。

(3) その他

○歌詞の1番、2番、3番のテーマを過去、現在、未来といったようなテーマを分けて作詞する。

○1番を子どもたちに合った歌詞に、2番を大人に合った歌詞にするといったように分けて作詞する。

○江戸時代からの中野の歴史的なエピソードを歌詞に入れる。

2 区歌の作成を依頼するに相応しい人物像について

(1) 中野に縁のある人物であるべきかについて

○中野に縁がある人に拘ると人選が限られるので拘る必要はない。

○例え中野に縁がなくても中野に来たことがあり、中野のことを知っている人が適當である。

(2) 区歌の作成を依頼する方法について

○音楽プロデューサーに一括して依頼する方法もある。

○作詞・作曲、歌手を別々にする。(それぞれにターゲットとなる年代があり、広い世代の興味を引くことができる。)

○作詞・作曲をコンビで行っている人たちに依頼する。(相互に通じるものがあってより良い作品を作ることができるのではないか。)

3 幅広い区民に親しまれ、長く歌い継がれるための方策について

- 区歌の作成段階から中野区が区歌を作ろうとしていることをPRし、区民の興味を引くようにして、区歌ができた時に歌ってみようという気分を盛り上げておく。
- 区歌が完成した後は、可能な限り商店街で流すことや駅の発車の合図に使ってもらうなど、区民が耳にする状況を作る。

Ⅲ おわりに

新しく作成する区歌に対する期待、その果たすべき役割などについて述べる。

〈今までの審議会の意見の中からピックアップしたもの〉

- おらがまちの歌といった地域に対する愛着を持たせる。
- 地域の歴史を継承していく。
- 中野区に住んでみたい、訪れてみたいと思わせる。

◎資料

- ・委員名簿
- ・諮問文の写し
- ・審議会等の経過（審議会開催日時及び議題、イメージなど募集、ワールドカフェ開催）
- ・設置条例